

藤田保健衛生大学大学院医学研究科学費減免規程

施行 2011 (H23). 4. 1

(目的)

第1条 この規程は、藤田保健衛生大学大学院医学研究科に在籍する大学院生に対する学費の減額又は免除（以下、減免という）に関し、必要な事項について定める。

(減免対象者)

第2条 学費を減免される学生は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 一般大学院生（社会人以外の大学院生）として在籍する者
- (2) 基礎系専攻課程に社会人大大学院生として在籍する者

(減免される学費の範囲)

第3条 この規程において減免される学費は、授業料に限るものとする。

(減免額)

第4条 学費の減免額は、在籍期間中、当該年度の授業料のうち年額500,000円とする。

2. 藤田保健衛生大学大学院学則第43条(3)で学費を減免される者であって、第2条に該当する者は、前項の減免額を半額とする。

(減免の方法)

第5条 学費の減免は、学費納入の際、第4条の減免額を減じることによって行う。

(取り消し)

第6条 学費の減免を受けている者が次の各号の1に該当するときは、学費の減免を取り消すものとする。

- (1) 当該年度の途中において、減免対象の資格を失ったとき
 - (2) 標準とする修業年限を超えたとき
 - (3) 懲戒処分を受けたとき
 - (4) その他減免対象者として不適当と認められたとき
2. 前項により学費の減免を取り消された場合にあつては、当該年度の学費の全額を直ちに納めなくてはならない。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は、医学研究科委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成22年度以前に入学した者にも適用するが、第4条に定める減免額は、300,000円とする。
3. 平成27年4月1日一部改正